

浄水場ほか運転管理業務等委託検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 浄水場、配水所その他関連施設（以下、「浄水場ほか」という。）の運転管理業務等を委託するにあたり、最適な委託の形態や内容、発注入札方式等について検討することを目的として、浄水場ほか運転管理業務等委託検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号を実施するものとする。

- (1) 浄水場ほかにおける運転管理業務等の委託形態及び内容の検討
- (2) 浄水場ほかにおける運転管理業務等の委託に係る発注入札方式等の検討

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

上下水道局次長、上下水道総括室長、水道施設部長、上下水道総務課長、経営管理課担当課長（工水企画）、施設管理課長、浄水課長、北部水道事業所長、北部水道事業所担当課長（丸山浄水場運転管理）

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は上下水道局次長、副委員長は水道施設部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、第2条の所掌事務について調査及び検討させるため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(上下水道事業管理者への報告)

第6条 会議終了後、委員長は当該会議の結果を上下水道事業管理者に報告する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、浄水課が行う。

(設置期間)

第8条 検討委員会の設置期間は、令和7年3月31日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。